（計測制御系統施設）

**第十五条**　廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。

2　廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。

（放射線管理施設）

**第十六条**　事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。

一　放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。

二　事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。

三　放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

（廃棄施設）

**第十七条**　廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。

2　廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。

（予備電源）

**第十八条**　廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

（通信連絡設備等）

**第十九条**　事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。

2　事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。

3　廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。

**附　則**

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

## ○原子力規制委員会規則第三十二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の七第三項第三号の規定に基づき、特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を次のように制定する。

平成二十五年十二月六日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　品質管理監督システム（第三条―第七条）
第三章　経営責任者の責任（第八条―第十九条）
第四章　資源の管理監督（第二十条―第二十四条）
第五章　個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十五条―第四十五条）
第六章　監視測定、分析及び改善（第四十六条―第五十五条）
附則

## 第一章　総則

（適用範囲）

**第一条**　この規則は、特定廃棄物管理施設について適用する。

（定義）

**第二条**　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「品質管理監督システム」とは、廃棄物管理事業者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」という。）の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。）をいう。

二　「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。

三　「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。

四　「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。

五　「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Q九〇〇〇のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。

六　「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。

七　「妥当性確認」とは、特定廃棄物管理施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。

## 第二章　品質管理監督システム

（品質管理監督システムに係る要求事項）

**第三条**　廃棄物管理事業者は、この規則の規定に従って、品質管理監督システムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。

2　廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　品質管理監督システムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。

二　プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

三　プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な判定基準及び方法を明確にすること。

四　プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。

五　プロセスを監視測定し、及び分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。

六　プロセスについて、第一号の結果を得るため、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。

七　品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質管理監督システムと整合的なものとすること。

八　社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進すること。

3　廃棄物管理事業者は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。

4　廃棄物管理事業者は、個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。

5　廃棄物管理事業者は、前項の管理を、品質管理監督システムの中で識別することができるように規定しなければならない。